



No.1207

住民税務課から

※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

〔固定資産税に係る土地および
家賃価格帳簿の縦覧ができます〕

●場所 住民税務課（役場1階）

〔縦覧〕

●期間 6月2日（月）まで（土・日
曜日、祝日を除く）

●時間 午前8時30分～午後5時15分

●縦覧できる人 固定資産税を納めて
いる方およびその同居家族

●手数料 無料

〔閲覧〕

●期間 いつでも可（土・日曜日、祝
日を除く）

●時間 午前8時30分～午後5時15分

●閲覧できる人 納税義務者本人およ
びその同居親族のほか、借地、借家
人も関係部分のみ閲覧できます。

●手数料 縦覧期間中は無料となりま
すが、借地、借家人は有料となります。
※縦覧期間以外は450円

〔町民税の申告について〕

次に該当する方は、課税の対象とな
る所得がなかったことを申告する必要
があります。

◆平成25年中に全く収入がなかった方

◆非課税所得（遺族年金・障害者年金・
雇用保険失業給付等）に該当する収
入しかなかった方

該当する方は、次により申告手続き
をお願いします。

●持ち物 印鑑

●場所 住民税務課（役場1階）

※この申告は、町民税だけでなく、
国民健康保険税、介護保険料、後期
高齢者医療保険料の算定資料になり、
申告されていない場合は軽減措置が
適用されない場合があります。また、
国民年金の免除申請等の資料にもな
ります。

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税は、4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税されますが、次に該当する場合は申請することにより、税が減免されます。

※ただし、障がいのある方1名につき1台のみの減免です（普通自動車と軽自動車合わせて）。

- ①障がいのある方が所有する車で、ご本人またはそのご家族がその方の通院等のために運転する場合。
- ②単身で生活する障がいのある方が所有する車で、常時介護する方が運転する場合。

●対象

①身体障害者手帳所持者

- ◆視覚障害：1級～3級および4級の1 ◆聴覚障害：2級および3級 ◆平衡・音声障害：3級
- ◆上肢：1級および2級の1・2 ◆下肢：1～6級 ◆体幹：1～3級および5級
- ◆内部障害：1～3級 ◆移動機能：1～6級

②戦傷病者手帳に定める重度障がいの程度または該当する障がい

③療育手帳所持者でAの方

④精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の方

※本人以外の方が運転する場合、対象となる級の範囲が本人運転と異なりますので下記までご連絡ください。

●申請期限 4月23日（水）受付分まで

●申請場所 住民税務課（役場1階）

●持ちもの 印鑑、障害者手帳等、運転免許証、車検証、軽自動車税納税通知書

※本人以外が運転する場合は、通院証明書・通学証明書等も必要ですが、運転の頻度に要件があるため、申請前に下記へお問い合わせください。

※お問い合わせ先 住民税務課税務G ☎662・2112

中山町のCMを作ってみませんか？

YTS「山形ふるさとCM大賞」に出品する中山町のCMと一緒に作ってみませんか？詳しくは担当までお問い合わせください。

- 出品作品 中山町を紹介するCM(15秒)
- 申込条件 企画から公開審査会出演まで関わることができる個人または団体
- 申込方法 シナリオや絵コンテなど作品の起承転結がイメージできるものに、氏名(団体の場合は代表者名)、連絡先を明記のうえ、メールまたは持参してください。
- 申込締切 4月30日(水)
- その他 作品の出品期限は10月中旬ごろの予定です。

※お申込み・お問い合わせ先
総務企画課情報防災G
☎662・4899
Mail:joho@town.nakayama.yamagata.jp



産業振興課から

※お問い合わせ先
産業振興課産業振興G
☎662・2114

〔イブキ類を新植しないでください〕

りんご・なし園付近にイブキ類が植えてあると、これらが中間寄生主となり、りんごの大敵である「赤星病」が発生します。果樹に大きな被害を与える「赤星病」を出さないために、イブキ類等を庭木などとして植えないようご協力をお願いします。また、放任樹園地についても、病害虫の発生源となるため、伐採等の処置を講じてください。
☆果樹や庭木等の病害虫防除の時期です。農業による水質汚染や事故を防ぐため、「残った薬剤」や「機械・器具等を洗浄した水」を河川や側溝等に流さないよう注意してください。

〔防霜対策について〕

4～5月は天候の寒暖の差が大きく、遅霜が予想され農作物への被害が心配されます。気象予報を聞き、霜注意報が出された日は、防霜対策を実施してください。

☆防霜対策として灯油を燃料とした燃焼法を行う農家がありますが、火災と間違わないようお願いいたします。また、実施される農家の方は火気の取り扱いに十分注意してください。

〔蜜蜂を放飼しています〕

※お問い合わせ先 JAやまがた北部営農センター(☎662・5334)
4月中旬～5月中旬、蜜蜂を放飼します。蜜蜂は果樹の受粉に欠かせない益虫です。皆で注意しあい、蜜蜂の保護に努めましょう。
また、放飼期間中、殺虫剤・除草剤の散布は避けるようご協力ください。

今月の納税等

納期限 4月30日(水)

●軽自動車税 全期



※お問い合わせ先
住民税務課税務G
☎662・2112

自転車のルールとマナーを守りましょう

◆自転車安全利用5則◆

- (1)自転車は車道が原則(13歳未満と70歳以上は歩道通行可)
- (2)車道は左側を通行
- (3)歩道は歩行者優先で車道寄りを走行
- (4)安全ルールを守る
⇒飲酒運転、傘さし運転、二人乗り、携帯電話・イヤホン使用は禁止
- (5)子どもはヘルメット着用

暗くなったら早めにライトを点灯しましょう!